

平良テレビ中継局門扉改修工事

仕様書

1 適用

本書は、平良テレビ中継局門扉改修工事（以下「本工事」という）について定めるものとする。

2 目的

本工事は、破損した平良テレビ中継局舎の門扉の改修を目的とする。

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 工事場所

沖縄県 宮古島市

5 工事概要

平良テレビ中継局舎の門扉と門扉に接するフェンス（3スパン、5m）を改修する。

- (1) 平良テレビ中継局舎門扉 一式 (W=3500×H=1800 (両開き、忍返し付き))
- (2) フェンス 3スパン (柱: 5箇所 (H=1800、忍返し付き)、菱形金網)
- (3) 有刺鉄線 40.0m
- (4) 溝蓋用縞鋼板 8枚 (t=12、500×600)
- (5) 土間コンクリート・基礎コンクリート打設

※門扉及びフェンスは溶融亜鉛めっき仕上とする。

（別添「改修箇所図」参考）

6 検査

請負業者は、本工事が完了した後、本書に基づき沖縄県の完了検査を受けるものとする。検査の日程等については、沖縄県と請負業者の打合せにより決定するものとし、検査に要する人員等は請負業者が準備するものとする。

7 安全管理

- (1) 請負業者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負業者を拘束するものではない。

(2) 重量物の運搬や移動の際には特に注意を払い、安全な作業を心掛けること。

8 補足事項

- ・本工事の実施は祝祭日を除く月曜日～金曜日までの午前8時30分～午後5時30分までとする。
- ・局内の鍵が必要な場合、公益社団法人 沖縄県情報通信基盤整備協会（以下、「基盤協」）より借用すること。
- ・局内の扉に開閉センターがあるため入退局の際は、基盤協へ連絡をすること。
- ・その他、工事にあたり局舎に関して調整が必要な事項については、事前に基盤協と協議し了承を得ること